(外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令 第二号様式)

### (記載上の注意)

# (1) 一般的事項

- a この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これにより難いやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
- b 当該届出に係る外国債等が外国債等預託証券である場合には、当該外国債等預託証券について銘柄、発行価額の総額、発行価格、利率、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日、権利の内容、権利行使請求の方法・条件、決済の方法、取得格付等を「第一部 証券情報」に記載するとともに、その仕組みを分かりやすく記載すること。また、当該外国債等預託証券に表示される権利に係る外国債等の内容について記載すること。

なお、当該外国債等預託証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社(例えば、預託を受けている者)の情報がある場合には、本様式第二部中「第3 発行者の概況」の次に「第4 その他の重要な会社の情報」の項を設け、企業内容等の開示に関する内閣府令第二号様式第三部中「第2 保証会社以外の会社の情報」に準じて記載すること。

## (2) 代表者の役職氏名

発行者を代表して当該有価証券を発行する権限を有する者の役職名及び氏名を記載すること。

## (3) 代理人の氏名又は名称

本邦内に住所を有する者で発行者から本邦における有価証券の募集又は売出しの届出に関する一切の行為を代理する権限を与えられたものが氏名を記載すること。

# (4) 事務連絡者氏名

本邦内に住所を有する者で関東財務局長から命令、指示又は連絡を受けるものの氏名を記載すること。

## (5) 縦覧に供する場所

証券取引所に上場され又は証券業協会に店頭売買有価証券として登録されている場合には 、縦覧に供する証券取引所又は証券業協会の名称及び事務所の所在地を記載すること。

# (6) 募集債券に関する基本事項

- a 以下の記載上の注意は、外国債券のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、同項第5号に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。
- b 第6条第1号の規定により届出書に記載しない事項がある場合には、その決定予定時期 及び具体的決定方法をそれぞれ注記すること。

# (7) 発行主体

当該債券の発行に直接関係のある会計名並びに当該会計における債券発行限度額の有無及びその内容等について記載すること。

# (8) 引受けの契約の内容

- a 引受人の名称及び住所を記載し、元引受契約を締結した証券会社については、その旨を 明示すること。
- b 引受金額及び引受けの条件(買取引受け・残額引受け等の別、引受人に支払う手数料等)を記載すること。

# (9) 債券の管理会社

契約により、債権管理に関し債券者のための行為をする職務(元利金の支払の遅延その他の債務不履行、財務上の特約又は弁済の受領の公告等に関する職務をいう。)又は発行者のための行為をする職務の委託を受けた者(以下「債券の管理会社」という。)の有無及び債券の管理会社がある場合には、その者の名称及び住所を記載し、代表会社については、その旨を明示すること。

## (10) 登録機関

登録機関を定めている場合には、当該登録機関の名称及び住所を記載すること。

### (11) 財務上の特約

当該発行に係る有価証券において債権者保護のために設定されている特約で、一定の事由の下に期限の利益を喪失させる効果を有するもの及びその効果に変更を与えるものについて、その内容を記載すること。ただし、発行者が国である場合には、ネガティブ・プレッジ・クローズ(当該債券が全額償還されるまでの間において、既往又は将来の債権を担保するために抵当権、質権その他の担保権を設定する場合には、当該債券についも同等に取り扱う旨等を規定した条項)以外の事項を記載することを要しない。

## (12) 取得格付

当該発行に係る有価証券について、発行者が申込により取得する格付(指定格付機関から取得するものに限る。)、当該格付を付与した指定格付機関の名称、当該格付の取得日及び当該格付の取得に際し条件等が付されている場合においてはその内容を記載すること。なお、当該格付が複数存在する場合には、これらすべてについて記載し、当該格付が存在しない場合には「取得していない」旨記載すること。

### (13) 利息支払の方法

利息の計算期間、利息支払日等について記載すること。

## (14) 償還の方法

定時償還又は随時償還の時期、償還金額及びその方法、減債基金の積立方法、元金の支払が遅延した場合の利付等について記載すること。

## (15) 担保又は保証に関する事項

担保又は保証が附されている場合には、その内容、条件等について記載すること。

# (16) 債券の管理会社の職務

債権管理に関する職務及び発行者のための行為をする職務の内容について記載すること。

# (17) 債権者集会に関する事項

債権者集会に関する規定の有無並びに債権者集会の付議事項、招集手続、決議の方法及び その執行等について記載すること。

#### (18) 課税上の取扱い

利息及び償還差益についての課税上の取扱いについて記載すること。

#### (19) 準拠法及び管轄裁判所

当該債券の債権者を含む全当事者の権利、義務等に関し準拠する法令、当該債券に関する 訴訟の管轄裁判所並びに訴訟に関する送達の受領者の名称及び住所について記載すること。 なお、「国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約」に加盟している場合 には、その旨及び債務不履行があつた場合における債務の強制履行の請求手続についても記 載すること。

### (20) 公告の方法

当該債券に関する公告を行なう場合の公告の方法について記載すること。

## (21) その他

登録費用の負担等投資者保護の観点から必要と認められるその他の事項について記載すること。

### (22) 売出債券に関する基本事項

- a 以下の記載上の注意は、外国債等のうち、法第2条第1項第1号から第3号までに掲げるものの性質を有する有価証券について示したものであり、同項第5号に掲げるものの性質を有する有価証券については、これに準じて記載すること。
- b 第6条第2号の規定により届出書に記載しない事項がある場合には、その決定予定時期 及び具体的決定方法をそれぞれ注記すること。
- c 以下に掲げる事項を除き、「第1 募集債券に関する基本事項」における記載事項の記載内容に準じて記載すること。

### (23) 売出人

売出しに係る債券の所有者の氏名又は名称及び住所を記載すること。

### (24) 売出しの委託契約の内容

- a 売出しの委託を受けた者の名称及び住所を記載すること。
- b 売出しの委託契約の内容(売出しの委託手数料の額、売出残が生じた場合の処理等)に ついて記載すること。

### (25) 資金調達の目的及び手取金の使途

- a 当該有価証券の発行により資金を調達する目的及び手取金の使途について具体的に記載すること。なお、同一の目的又は使途のため、他から資金を調達する場合には、その調達 先、金額、条件等についても記載すること。
- b 手取金の使途が特定の事業を行なうためのもの等である場合には、その事業の内容等に ついても記載すること。

# (26) 法律意見

当該有価証券の募集又は売出しの適法性に関する法律専門担当部局の責任者又は法律専門 家の法律意見を要約して記載すること。

#### (27) その他の記載事項

特に目論見書に記載しようとする事項がある場合には、その内容について記載すること。

# (28) 募集(売出)債券の状況

- a 届出書提出日前において募集又は売出しの届出をした債券(届出書提出日前において全額償還済となつたものを除く。)について記載すること。
- b 法第2条第1項第5号に掲げるものの性質を有する有価証券については、aに準じて記載すること。

# (29) 外国為替相場の推移

- a 発行する債券が外国通貨をもつて表示されるものである場合には、当該外国通貨と本邦 通貨との間の為替相場の推移を記載すること。
- b 平均相場とは、会計年度(又は事業年度)の各月末日における為替相場の平均額をいう
- c 当該外国通貨と本邦通貨との間の為替相場が、国内において時事に関する事項を掲載する2以上の日刊新聞紙に最近5年間の会計年度(又は事業年度)及び最近6月間において 掲載されている場合には、記載を省略することができる。

# (ノ) 発行者の概況

- a 以下に掲げる記載事項については、簡潔に記載すること。
- b 計数等については、表形式を用いてわかりやすく表示すること。
- c 金額は、発行者の属する国の通貨又は合衆国ドルによつて記載することができる。この場合においては、本邦通貨との換算レートを記載すること。
- d 統計資料等については、その出所を記載すること。

## (オ) 概要

- a 位置、面積、地形、人口等について記載すること(地図等によつて示しても差し支えない。)。
- b 政治、外交等次に掲げる事項について、その内容を記載すること。
- (a) 国際組織(立法、行政及び司法組織の大要)及び政党(最近5年間における選挙の結果についても記載すること。)
- (b)諸外国との外交関係、加入若しくは関係している国際機関(加入の時期、出資額、借入額等)又は主要な条約

# (32) 経済

- a 最近の経済の動向について、その概要を記載すること。
- b 最近5年間の次に掲げる事項について、その内容を記載すること。
- (a) 国民総生産及び国民所得の推移
- (b) 産業構造及び主要産業の状況並びに鉱工業生産指数の推移
- (c)物価の動向
- (d) 労働情勢
- (e) 社会保障制度
- (f) 今後の経済計画

# (33) 貿易及び国際収支

- a 貿易及び国際収支の概要について記載すること。
- b 最近5年間の次に掲げる事項について、計数を示して記載すること。
- (a) 主要品目別及び地域別の輸出入状況
- (b) 本邦との貿易の状況
- (c) 国際収支の状況
- (d) 外貨準備の推移及び外国為替相場の動向
- c 外国為替管理の概要について記載すること。

#### (34) 通貨・金融制度

- a 通貨・金融制度及び資本市場の概要について記載すること。
- b 最近5年間の通貨総供給高及び公定歩合の推移等について記載すること。
- c 最近日現在の中央銀行の貸借対照表を掲げること。

### (35) 財政

- a 財政制度及び租税制度の概要について記載すること。
- b 主な政府関係機関の概要について記載すること。
- c 最近5会計年度の一般会計の源泉別歳入及び使途別歳出(決算が確定していない場合には予算による。)について、計数を示して記載すること。また、届出書提出日を含む会計年度の一般会計の源泉別歳入及び使途別歳出予算について記載すること。
- d すべての特別会計及び主な政府関係機関の最近5会計年度の歳入及び歳出(決算が確定

していない場合には予算による。)について、計数を示して記載すること。

e 減債基金制度の概要及び最近5会計年度の減債基金の繰入額、残高等について記載する こと。

## (36) 公債

- a 最近における公債発行の概要(歳入予算に占める割合等)について記載すること。
- b 最近日現在及び最近5会計年度末の債務の残高について、内国債、外国債等に区分して 記載すること。なお、国が債務保証しているものがある場合には、その保証額等について も記載すること。
- c 最近日現在において未償還となつている内国債及び外国債について、その発行ごとに名称、発行年月、償還年月、利率、未償還額及び支払通貨名を記載すること。なお、内国債については、利率が同一である場合には、一括して記載することができる。

また、当該債券が減債基金付である場合には、減債基金の積立状況について記載すること。

- d 外国債については、直近会計年度末の残高及び今後 5 会計年度の元利金の支払予定額を 支払通貨ごとに区分して記載すること。
- e 外国債の元金又は利息の支払について、過去20年間における支払遅延等債務不履行の有無並びに不履行があつた場合には、当該不履行の内容及びその具体的な処理方法等について記載すること。

# (37) その他

- a 最近会計年度末後届出書提出日までに生じた重要な事実の概要について記載すること。
- b 以上のほか、投資者保護の観点から必要と認められる事項がある場合には、その内容に ついて記載すること。

# (38) 概要

「1 概要」から「5 その他」までは、それぞれの区分に応じ、発行者が国である場合の記載内容に準じて記載すること。

### (39) 発行者の属する国の概況

- a 発行者の属する国の政治、外交、経済、貿易及び国際収支の概要について記載すること。
- b 当該債券の元利金の支払について発行者の属する国の保証が附されている場合には、? のほか発行者の属する国の財政及び公債の概要について記載すること。

# (40) 設立

- a 以下「5 経理の状況」までは、国際機関、政府関係機関等の一般的な記載事項を示したものであるので、これにより難いものについては、これに準じて記載すること。
- b 設立の目的・根拠、法的地位及び特権等の概要、設立年月日並びに沿革について記載すること。
- c 本邦との関係について記載すること。

## (41) 資本構成

最近日現在の資本の構成内容、授権資本の額、出資者の明細等について記載すること。

### (42) 組織

- a 組織及び機関の構成、権限等について記載すること。
- b 役員の選任の資格及び方法、権限等について記載すること。
- c 最近日現在の役員の氏名を記載すること。

# (43) 業務の概況

- a 業務及び関係機関の概要について記載すること。
- b 業務上の重要な協約等がある場合には、その内容について記載すること。
- c 本邦との関係について記載すること。

### (44) 経理の状況

- a 財務計算に関する書類について、公認会計士又は監査法人に相当する者により監査証明 に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
- b 最近 5 年間(発行者が、当該届出書を提出する日前に届出書又は有価証券報告書を提出 している者にあつては最近 2 年間)の財務計算に関する書類を掲げること。この場合にお いて、特殊な会計処理をしているもの又は特異な科目表示をしているものがあれば、わか りやすく説明すること。
- c 最近会計年度(又は事業年度)末の主な資産、負債及び収支の内容について記載すること。

## (45) その他

- a 最近会計年度(又は事業年度)末後届出書提出日までに生じた重要な事実の概要について記載すること。
- b 以上のほか、投資者保護の観点から必要と認められる事項がある場合には、その内容に ついて記載すること。

### (46) 発行者の属する国の概況

- a 発行者が政府関係機関等である場合には、発行者の属する国の政治、外交、経済、貿易 及び国際収支の概要について記載すること。
- b 発行者が地方公共団体に関係する機関である場合には、当該地方公共団体の概要、経済 等について記載すること。
- c 当該債券の元利金の支払について発行者の属する国又は地方公共団体の保証が附されている場合には、当該国又は地方公共団体の財政及び公債の概要について記載すること。

## (47) 債券及び利札の様式

債券及び利札の様式並びに券面に記載しようとする事項の内容について記載すること。